

経税部
だより

改正相続税の概要と 相続税対策の留意点について

税理士 黒岩 哲夫

はじめに

2013年度(平成25)の税制改正により、2015年1月1日以降の相続等について、相続税の基礎控除額の引き下げ税率構造の見直しにより、相続税の課税強化が図られ、相続税のかかる方が増加することが考えられます。

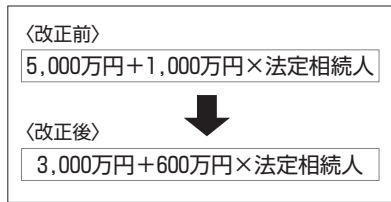
改正相続税の概要

1. 基礎控除額の引き下げ

(2015年1月1日以降の相続等より適用)

改正相続税では、基礎控除の金額が大幅に引き下げられる。相続税では死亡した人(被相続人)の財産が基礎控除額より少ない場合は課税されない。改正前は5,000万円に法定相続人の人数ごとに1,000万円を加えて計算していたが、改正後は3,000万円に法定相続人の人数ごとに600万円を加える計算になる(図1)。

図1



2. 相続税額試算
夫が死亡し相続人が配偶者(子2人)で、課税価格の合計金額8,000万円の場合、改正前は非課税であったが、改正後に

175万円の相続税がかかる。また、その後配偶者が死亡した際の2次相続では、改正前100万円に対して改正

図2

| 課税価格の合計額 | 1次相続 | | 2次相続 | |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| | 改正前 | 改正後 | 改正前 | 改正後 |
| 8,000万円 | 0円 | 175万円 | 100万円 | 470万円 |
| 1億円 | 100万円 | 315万円 | 350万円 | 770万円 |
| 3億円 | 2,300万円 | 2,860万円 | 5,800万円 | 6,920万円 |

注記 ①相続人は配偶者と子2人であり法定相続分により相続したものと試算、夫が死亡し、配偶者(妻)が取得した相続財産が法定相続分または1億6千万円のどちらか多い方で配偶者の税額軽減の特例があり、これを適用した。
②その後二次相続(妻が死亡した場合)が発生した場合は、法定相続人の数が減り、基礎控除額が少なく、上記の特例も適用されないため、1次相続が発生した場合には二次相続までを視野に入れたところで遺産分割等を考える必要がある。
③二次相続では一次相続分がそのまま二次相続されたと仮定して計算。

以下2.において、改正後の税負担のシミュレーションをすると次のようになる。

相続税対策について

まず始めに、自分の全ての財産はいくらあり、万一相続が発生した場合にどのくらいの相続税がかかるのを知っておくことが大切である。

1. 不動産に係る評価額の引き下げ

①小規模宅地等の課税価格の特例
被相続人の居住していた土地は、一定の要件を満たせば330㎡までその評価額の80%が減額される。一定の要件とは、例えば、配偶者がその土地を取得した場合(居住、保有、継続の要件は問わない)その他の取得のケ

れる。

②相続発生前に預金として持っている場合、このお金を使って不動産を取得した場合などは、相続税評価は大きく異なる。すなわち、相続発生時に預金はその金額で評価され、不動産はその実

際取得価額ではなく、土地は路線価で計算し、建物は固定資産評価額で評価し、さらに当該物件を賃貸物件として使用する

2. 財産を生前贈与して減らす

①贈与税の基礎控除額(年110万円)の活用
前述のように、相続税を試算した際、将来、相続が発生した時の高い部分に係る相続税の限界税率と、贈与をしたときの贈与税の限界税率との税率の差を利用し、贈与税の基礎控除額110万円を利用しながら毎年相続人や孫に現預金で贈与を行う事により相続財産の移転を行う。

3. 生命保険の活用のポイント

①例えば、契約者・被保険者を父とし、配偶者や子供を保険金受取人とする終身保険に加入した場合、その後相続が発生した場合に保険金はみなし相続財産として課税対象になるが、500万円×法定相続人の数までの金額は非課税扱いとなる。場合によっては相続税の額だけ保険に加入しておけば、相続財産はそのまま残り納税資金対策としても有効である。

②生命保険は契約者によって保険金の受取人を指定(受取人の固有財産)することができるので相続争いを防ぐこともできる。また代償財産として利用することも可能で、例えば長女が受け取った保険金を他の相続人

③正面路線価が高い土地を分割利用することにより評価を下げることも可能である。

④直系尊属から子・孫(20歳以上50歳未満の者)の結婚(結婚に際しては、300万円限度)・子育て資金の支払に充てるため、一括贈与により、一人につき1000万円まで非課税。(15年4月1日～19年3月31日までの拠出。15年度税制改正大綱より創設。)

⑤直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた特定受贈者で、一定の契約締結期間及び家屋に心じ最高3000万円まで非課税。(15年度税制改正大綱により所要の見直しが行われた上、19年6月30日まで延長。)

⑥相続時精算課税の特例は、2500万円の適用についてはメリット、デメリットがあるので十分注意する必要がある。

⑦養子縁組制度の利用
民法上の養子縁組(相続権有)は、何人でも可能だが、相続税の計算上は、実子がいる場合は1人、実子がいない場合は2人までの制限がある。

⑧死亡退職金の非課税
将来の被相続人(役員)で、死亡により保険金を受取り、死亡退職金を遺族に支払った場合にも、同様に非課税枠が使える。

⑨死亡退職金の非課税
限度額「500万円×法定相続人の数」。

⑩死亡退職金の非課税
限度額「500万円×法定相続人の数」。

⑪死亡退職金の非課税
限度額「500万円×法定相続人の数」。

⑫死亡退職金の非課税
限度額「500万円×法定相続人の数」。

⑬死亡退職金の非課税
限度額「500万円×法定相続人の数」。

⑭死亡退職金の非課税
限度額「500万円×法定相続人の数」。

⑮死亡退職金の非課税
限度額「500万円×法定相続人の数」。

分検討の上活用する。

①例えば、契約者・被保険者を父とし、配偶者や子供を保険金受取人とする終身保険に加入した場合、その後相続が発生した場合に保険金はみなし相続財産として課税対象になるが、500万円×法定相続人の数までの金額は非課税扱いとなる。場合によっては相続税の額だけ保険に加入しておけば、相続財産はそのまま残り納税資金対策としても有効である。

②生命保険は契約者によって保険金の受取人を指定(受取人の固有財産)することができるので相続争いを防ぐこともできる。また代償財産として利用することも可能で、例えば長女が受け取った保険金を他の相続人

③正面路線価が高い土地を分割利用することにより評価を下げることも可能である。

④直系尊属から子・孫(20歳以上50歳未満の者)の結婚(結婚に際しては、300万円限度)・子育て資金の支払に充てるため、一括贈与により、一人につき1000万円まで非課税。(15年4月1日～19年3月31日までの拠出。15年度税制改正大綱より創設。)

⑤直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた特定受贈者で、一定の契約締結期間及び家屋に心じ最高3000万円まで非課税。(15年度税制改正大綱により所要の見直しが行われた上、19年6月30日まで延長。)

⑥相続時精算課税の特例は、2500万円の適用についてはメリット、デメリットがあるので十分注意する必要がある。

⑦養子縁組制度の利用
民法上の養子縁組(相続権有)は、何人でも可能だが、相続税の計算上は、実子がいる場合は1人、実子がいない場合は2人までの制限がある。

⑧死亡退職金の非課税
将来の被相続人(役員)で、死亡により保険金を受取り、死亡退職金を遺族に支払った場合にも、同様に非課税枠が使える。

⑨死亡退職金の非課税
限度額「500万円×法定相続人の数」。

⑩死亡退職金の非課税
限度額「500万円×法定相続人の数」。

⑪死亡退職金の非課税
限度額「500万円×法定相続人の数」。

⑫死亡退職金の非課税
限度額「500万円×法定相続人の数」。

⑬死亡退職金の非課税
限度額「500万円×法定相続人の数」。

⑭死亡退職金の非課税
限度額「500万円×法定相続人の数」。

⑮死亡退職金の非課税
限度額「500万円×法定相続人の数」。

⑯死亡退職金の非課税
限度額「500万円×法定相続人の数」。

⑰死亡退職金の非課税
限度額「500万円×法定相続人の数」。

⑱死亡退職金の非課税
限度額「500万円×法定相続人の数」。

⑲死亡退職金の非課税
限度額「500万円×法定相続人の数」。

医院新聞

「医院新聞」は、歯科医院と患者さんをつなぐコミュニケーション紙です。歯に関する豊富な情報に加え、患者さんの疑問にお答えする「Q&A」、グルメやクイズといった文化・娯楽欄も充実した“患者さんに喜ばれる新聞”です。窓口で患者さんに手渡したり、リコールのお知らせに同封したりして、多くの医院で利用いただいています。

ぜひご利用ください

ここが
オススメ!
医院新聞

基本紙面は協会が責任編集
記事の差し替えで個性が光る
年間1800件超の患者さんの声

ご利用にあたって

- ◇ B5サイズ・4頁・オールカラー
- ◇ 偶数月25日発行 ◇ 100部14,100円から

(お申し込み・お問い合わせ)
大阪府歯科保険医協会 ☎06-6568-7731